

会報

みちびき

令和6年3月
第144号
東京都公立学校
情緒障害
教育研究会

「個別最適な学び」と「協働的な学び」… 特別支援教育の視点から考えてみる

東京都公立学校情緒障害教育研究会会長

墨田区立業平小学校長 伊藤 康次



◆秋季セミナーから学んだ事
都情研では、年間の研修計画の中で行政の方からのお話を聞く機会を設定しています。

令和5年度は、秋季セミナーにおいて、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官 加藤 宏昭 先生をお招きし、「インクルーシブ教育の今後と都情研に期待すること」という演題でご講演いただき、引き続き、鼎談を行いました。

文部科学省等から出されている通知文や中央教育審議会等、各部会で検討されている議事録や資料等を折に触れて読み、最新の動向を学ぶよう努めてきましたが、直接、お話を伺うことができることは、改めて学びを深める最高の機会であると感じました。

秋季セミナーで学んだ事を校内はもとより、区内の他校にも情報提供させていただき、ともに、こ

れからの特別支援教育の在り方を見つめ直す議題の一つとして活用させていただいております。

特に、鼎談の中で加藤先生がおっしゃった「学べているか」という言葉がとても心に響いたのと同じように、特別支援教育に向き合ってきたか、振り返る瞬間でもありました。

学べているか……

私も特別支援教室の授業を見る機会があり、また、どのように指導したらよいか一緒に考えたりすることもあります。

その時、自分はどうのような視点で授業を考えていたのだろうか？「どんな教材を使って…」、「ここはこんな風に工夫して…」、「いや、この場合は、このような言葉掛けがよいか？」ともするとどのよ

都情研ホームページでもお読みいただけます。
(ホームページは、その他に、研修案内や「みちびき」のバックナンバーなど情報満載です。)



うに指導し、支援していくかのみに終始していないだろうか？

◆特別支援教育の視点から「個別最適な学び」を見つめる

もちろん、教材の工夫や指導方法、支援の在り方を議論し、よりよい授業を創ることは私たちの使命であり責務です。

しかし、「指導・支援」の一方で、そこで学んでいる子供たちは、真の意味で「学べているのか」という視点で見つめ直さなければならぬと思っています。

その学び(活動)は、その子にとって「意味(価値)ある学びになっているのか」、「学び(活動)を通して見られる子供の姿は?」、「学び(活動)の積み重ねによってどのような成長・変容が見られたか」、「子供の学びの姿をどのようにに次の学びにつなげるか」…

◆「協働的な学び」こそ特別支援教育の要

他者との関わり方、社会との関わり方：特別支援教室、自閉症・情緒障害特別支援学級にいる子供たちの課題は多様です。

しかし、ここで学ぶ子供たちは、いずれ社会に出て、社会の大きな

波の中で生きていかななくてはなりません。他者や社会とどう向き合っていくべきなのか、また、そのためには、自分自身を知り、理解を深めることができる「自分との対話」をどのように積み重ねていったらよいか、私自身も悩んでいます。

◆「学べているか？」を問う

この言葉は、私たち特別支援教育に関わるものだけでなく、通常の学級担任、学校全体で「子供の学び」をしっかりと見守っていくことが大切であるということ、全ての教職員に問いかけていこうな気がしています。

○令和六年度「定期総会」案内

【日時】
令和六年四月二十三日(火)

十四時開始予定

【場所】
江東公会堂(ティアアラこうとう)

(地下鉄 住吉駅下車)

【記念講演】

「ICD-11」による診断基準と

神経発達症(発達障害)の理解

〔学校教育で押さえておくべきこと〕

(仮)

〔講師〕

筑波大学名誉教授

宮本 信也 先生

※都情研HPから申し込みの上、ご参加ください。(申し込み開始は四月一日の予定です。)

令和5年度 東京都公立学校情緒障害教育研究会 活動報告

研修会名	企画等	期日	時間	場所	内容・テーマ・演題	講師等	参加者数
定期総会・記念講演会	本部 多摩北	4月18日	14:00	立川市民会館 たましんRSURUホール 大ホール	記念講演 演題「通級による指導を愉しむ ～情緒障害等通級指導学級担任として 学んできたこと～」	前新宿区特別支援教育相談員 長谷川 安佐子 先生	692
第1回ブロック研修会 (入門研修)	東	5月23日	14:30	江東区立第五砂町小学校	「都情研入門研修①」 動画視聴及び参加者同士の意見交換	立川市立第八小学校 特別支援教室 指導教諭 上山 雅久 先生	94
	北	5月23日	14:30	荒川区立第二日暮里小学校			120
	南	5月23日	14:30	大田区池上会館			78
	多摩南	5月23日	14:30	府中市立府中第八小学校			103
	多摩北	5月23日	14:30	昭島市立中神小学校			102
	第1回ブロック研修会 合計(人)						
第2回ブロック研修会 (入門研修)	東	6月20日	14:30	江戸川区立清新ふたば小学校	「都情研入門研修②」 講話と質疑応答及び参加者同士の意見交換 や指導紹介	江戸川区立第五葛西小学校 主任教諭 黒須 真希 先生	90
	北	6月20日	14:30	中野区立鷺宮小学校		荒川区立第二日暮里小学校 指導教諭 曾田 真由美 先生	122
	南	6月20日	14:30	大田区立南蒲小学校		大田区立立新井第二小学校 指導教諭 八幡 亮 先生	95
	多摩南	6月20日	14:30	日野市立日野第一小学校		八王子市立片倉台小学校 指導教諭 鈴木 百合恵 先生 府中市立府中第七中学校 指導教諭 西島 明佳 先生	121
	多摩北	6月20日	14:30	小平市立小平第六小学校		青梅市立第二小学校 主幹教諭 中村 敏秀 先生	122
	第2回ブロック研修会 合計(人)						
第3回ブロック研修会 (教室・学級運営)	東	7月11日	14:30	墨田区立菊川小学校	特別支援教室及び自閉症・情緒障害学級の 運営について 教室運営等についての懇談、教材紹介、実 践報告等	ブロック担当校長	115
	北	7月11日	14:30	練馬区立練馬第三小学校		ブロック担当校長	105
	南	7月11日	14:30	世田谷区立松沢小学校		世田谷区立松沢小学校 主幹教諭 高藤 裕太 先生	88
	多摩南	7月11日	14:30	武蔵野市立千川小学校		ブロック担当校長	78
	多摩北	7月11日	14:30	国立市立国立第六小学校		ブロック担当校長	93
	第3回ブロック研修会 合計(人)						
会報「みちびき」142号発行	本部	7月				公立幼・小・中学校等全校配布 計2300部	
第8回夏季研究大会 (南ブロック大会)	本部 南	8月3日	全日	大田区民ホール アプリコ 大ホール	【研究主題】「小集団指導における自立活 動について考える～特別支援教室や自閉 症・情緒障害学級で何をすべきか～」 ○実践発表 東ブロック、北ブロック、多 摩南ブロック、多摩北ブロック ○パネルディスカッション	実践発表助言者：前新宿区特別支援教育相談員 長谷川 安佐子 先生 実践発表者： 江戸川区立鹿骨東小学校 主任教諭 田原 里美 先生、教諭 松岡 優 先生 杉並区立八成小学校 主任教諭 河合 香織 先生、教諭 横尾 太治 先生 にしみたか学園三鷹市立第二中学校 主幹教諭 高松 慶多 先生 国立市立国立第七小学校 教諭 滝澤 絵里 先生	866
課題研修会	本部	8月22日	13:10	千代田区立神田一橋中学校	中学校特別支援教室、小学校自閉症・情緒 障害特別支援学級の実践発表及び、各区市 町村運営状況、課題、指導事例、教材紹介 など情報交換	実践発表：港区立三田中学校特別支援教室 主任教諭 今村 香織 先生 青梅市立第二小学校自閉症・情緒障害学級 主幹教諭 中村 敏秀 先生 府中市立府中第七中学校 指導教諭 西島 明佳 先生 東久留米市立西中学校 指導教諭 宮内 志保 先生 世田谷区立深沢中学校 指導教諭 大和田 健二 先生 世田谷区立多聞小学校 主任教諭 美馬 景子 先生	266

第4回ブロック研修会 (専門研修)	東	9月5日	14:30	江東区立第二亀戸小学校	「青年期にかかわる視点から、小学校中学校の特別支援教室・情緒固定学級に期待する指導」	早稲田大学教職大学院 非常勤講師 早稲田大学発達障害専門会 顧問 長岡 恵理 先生	127
	北	9月5日	14:30	杉並区立永福小学校	「中学生の課題と特別支援教室にできること」	杉並区立東田中学校 主任教諭 中村 章 先生	113
	南	9月5日	14:30	中央区立明石小学校	「ASD特性のある児童・生徒への小集団指導の考え方・作り方」	Space Zero PDD 心理教育研究所所長 (元福島大学大学院教授) 水野 薫 先生	105
	多摩南	9月5日	14:30	八王子市立 いずみの森義務教育学校	「医療と学校がつながるためには？」	島田療育センターはちおうじ所長 小児科医師 小沢 浩 先生	143
	多摩北	9月5日	14:30	立川市立第八小学校	「児童・生徒の見立てを考える～作業療法の視点から～」	神奈川県立保健福祉大学リハビリテーション学科 作業療法専攻 大学院保健福祉学科研究科教授 笹田 哲 先生	162
	第4回ブロック研修会 合計(人)						
第5回ブロック研修会 (専門研修)	東	10月10日	14:30	足立区立綾瀬小学校	「見立てと指導目標の設定の仕方～インシデントプロセス法を用いた事例検討演習～」	立川市立第八小学校 特別支援教室 指導教諭 上山 雅久 先生	82
	北	10月10日	14:30	北区立堀船小学校	「児童・生徒の見立てを考える～作業療法の視点から～」	神奈川県立保健福祉大学リハビリテーション学科 作業療法専攻 大学院保健福祉学科研究科教授 笹田 哲 先生	122
	南	10月10日	14:30	新宿区立戸塚第二小学校	「特別支援教室で指導した方がいい点～困っていることを共有して解決しよう～」	前新宿区特別支援教育相談員 長谷川 安佐子 先生	89
	多摩南	10月10日	14:30	東京都立南大沢学園	施設見学と講演「『なりたい自分』『やりたい生活』を目指して～南大沢学園の実践について～」	東京都立南大沢学園 指導教諭 伊藤 佳子 先生	87
	多摩北	10月10日	14:30	国立市立国立第六小学校	事例研修「児童の見立てを考える」	Space Zero PDD 心理教育研究所所長 (元福島大学大学院教授) 水野 薫 先生 (発表者) 立川市立松中小学校教諭 野崎 まどか 先生	115
	第5回ブロック研修会 合計(人)						
第8回秋季セミナー	本部 北	11月21日	14:30	国立オリンピック記念 青少年総合センター カルチャー棟大ホール	テーマ「インクルーシブ教育の今後と都情研の役割」 (1) 都情研実態調査報告 (2) 講演「インクルーシブ教育の今後と都情研に期待すること」 (3) 鼎談	○講演：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官 加藤 宏昭 先生 ○鼎談： 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官 加藤 宏昭 先生 墨田区立業平小学校長(本会会長) 伊藤 康次 先生 立川市立第八小学校指導教諭(本会企画運営本部総務) 上山 雅久 先生	527
第6回ブロック研修会 (専門研修)	東	12月5日	14:30	葛飾区立上平井小学校	「知能検査やアセスメントに基づいた指導の手立て」	メインEラボ・スペース 臨床心理士 大西 知佐子 先生	116
	北	12月5日	14:30	豊島区立池袋本町小学校	「特別支援教室で何を指導する?～明日から使える実践編～」	小平市立小平第十四小学校 主任教諭 熊谷 敏子 先生	131
	南	12月5日	14:30	港区立白金の丘学園 白金の丘小学校	「事例を通して児童の見立て&指導を考える」	神奈川県立保健福祉大学リハビリテーション学科 作業療法専攻 大学院保健福祉学科研究科教授 笹田 哲 先生	96
	多摩南	12月5日	14:30	狛江市立緑野小学校	「社会性を育てるための小集団指導の実践～実態に合わせた課題設定と授業の作り方～」	Space Zero PDD 心理教育研究所所長 (元福島大学大学院教授) 水野 薫 先生 (報告者) 狛江市立緑野小学校主任教諭 平 聖子 先生	128
	多摩北	12月5日	14:30	昭島市立つつじが丘小学校	「見立てと指導目標の設定の仕方～インシデントプロセス法を用いた事例検討演習～」	立川市立第八小学校 特別支援教室 指導教諭 上山 雅久 先生	62
	第6回ブロック研修会 合計(人)						
東京都教職員研修センター 教育課題研究発表	本部	1月	東京都教職員研修センターへ提出				
第7回ブロック研修会 (区市町村地区別研修)	各地区	2月4日	14:30	各地区において 参加者人数は推計(人)			300
会報「みちびき」 143号・144号発行	本部	3月	公立幼・小・中学校等全校配布 143号計2300部・144号計2300部				
令和5年度活動報告資料発行	本部	3月	発行				
全研修会参加者合計(人)							5855

令和6年度 東京都公立学校情緒障害教育研究会 活動計画

月	日	曜	研修会名、事業名
4	16	火	企画運営本部委員研修会①
	23	火	第1回 企画運営本部会・役員会
		火	令和6年度 定期総会・記念講演会
		火	地区ブロック本部会（5地区合同）
-	-	-	●都情研実態調査（全地区、基準日5月1日）
5	7	火	企画運営本部委員研修会②
	21	火	第1回 地区ブロック研修会（都情研入門）
6	4	火	企画運営本部委員研修会③
	18	火	第2回 地区ブロック研修会（都情研入門）
7	2	火	企画運営本部委員研修会④
	16	火	第3回 地区ブロック研修会（教室・学級運営）
	27	土	全情研東京大会（オンライン）
	-	-	-
-	-	-	◆会報「みちびき145号」発行
8	1	木	企画運営本部委員研修会・研究大会準備作業
	2	金	第9回 夏季研究大会（多摩南ブロック大会）
		金	第2回 企画運営本部会・役員会（昼）
	23	金	課題研修会（中学校／自閉症・情緒障害学級）
-	-	-	★三連協（都難言、都弱視）
9	3	火	第4回 地区ブロック研修会（専門研修①）
	17	火	企画運営本部委員研修会⑤
10	8	火	第5回 地区ブロック研修会（専門研修②）
	22	火	企画運営本部委員研修会⑥
11	12	火	企画運営本部委員研修会・秋季セミナー準備作業
	19	火	第9回 秋季セミナー
12	3	火	第6回 地区ブロック研修会（専門研修③）
	10	火	企画運営本部委員研修会⑦
	-	-	-
1	14	火	地区ブロック本部会（5地区合同） ・企画運営本部委員研修会⑧
2	4	火	第7回 地区ブロック研修会（各区市町村）
	25	火	企画運営本部委員研修会
3	4	火	第3回 企画運営本部会・役員会
	-	-	-

◆今年度を振り返って
 コロナ禍を脱し、かつてのよう
 に対面研修が堂々とできるよう
 になりました。今年度の都情研では、
 事例検討や小集団指導などの実践
 報告を中心にした研修会を増やし
 ました。特に小・中学校の特別支
 援教室と自閉症・情緒障害学級の
 共通テーマである「小集団指導に
 おける自立活動の実践」について
 は、多くの優秀な実践を収集する
 ことができました。

定期総会記念講演と夏季研究大
 会の実践発表の指導講師には、現
 場で長年指導実践を積んだ教員経
 験者に是非と考え、元通級担任の
 長谷川安佐子先生にお願いしまし
 た。現場の教員目線でのお話や、
 優しさ溢れるご指導に、大いに癒
 され、勇気付けられたことと思
 います。夏の課題研修会では、中学
 校特別支援教室と、増えてきた自
 閉症・情緒障害学級の実践につ
 いて意見を戦わせました。いくつも
 の分科会に分かれ、まるで全国大
 会のような雰囲気でした。秋季セ
 ミナーでは、文科省の加藤宏昭特
 別支援教育調査官から、国の方向
 性について貴重なお話を聞き、立
 ち位置を再確認できました。

最後に、今年度も延べ六千名近
 い教員の専門研修を担ってきた本
 部と五つのブロックの係の先生、
 それを支える担当校長先生の皆様
 のご尽力に感謝申し上げます。

企画運営本部総務 上山 雅久

第八回 都情研秋季セミナー講演（抄録） 「インクルーシブ教育の今後と都情研に期待する」と

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官

加藤 宏昭先生

講演は、特別支援教育の現状や今後の動向について分かりやすくお話していただきました。紙面に限りがあるため、お話のかなりの部分を割愛せざるを得ず、誠に残念です。それでも、とても示唆に富む内容ですので、最後までお読みいただき、今後の指導に生かしていただければと願っています。

（広報担当）

本日は、「特別支援教育の現状」について、そして「今後のインクルーシブ教育システム構築の動向」について、最後に「都情研に期待をすること」についてお話しします。

一 特別支援教育の現状

義務教育段階で、特別支援教育を受けている児童生徒の概況を見ていきます。

令和四年度の義務教育段階の全児童生徒数は平成二十四年度の一千万人から、約百万人減って九百五十二万人になっております。義務教育段階の全児童生徒数は毎年減っています。その一方で、特

別支援教育を受けている児童生徒というのが全体の六・五%にあたる六十一万八千人で、平成二十四年度の三十万二千人から考えますと約二倍となっております。ちなみに昨年度は、五・六%で五十三万九千人でしたので、約八万人増ということですね。

学校や学びの場で分けて見えますと、特別支援学校ですと、平成二十四年度の一・二倍で、八万二千人です。そして小学校中学校の特別支援学級の在籍者で見えてきますと、平成二十四年度の十六万四千人から三十五万三千人へと二・二倍ということになります。通常の学級に在籍をしていて通級による指導を受けている児童生徒の数というのが、この中で一番増加しています。平成二十四年から二・五倍ということ、全体の一・九%の十八万二千人になっております。やはり特別支援教育を受ける児童生徒の数というのは、非常に多く増加しているところと、増加が著しい状況です。

二 今後のインクルーシブ教育システム構築の動向

（一）障害者権利条約に関して

今後のインクルーシブ教育システム構築のための動向についてお話をさせていただきますと思います。

最初に、障害者権利条約に関してのお話をさせていただきますと思います。日本は二〇〇七年に、障害者権利条約へ署名をしまして、七年後の二〇一四年に、この障害者権利条約を批准しました。その後、障害者権利委員会に對しまして、二〇一六年に第一回の政府の報告書を提出しております。二〇一九年に障害者権利委員会の方から質問票が送付され、そちらに對する回答を二〇二一年の五月に提出しております。その回答を基に、

昨年九月九日、障害者権利委員会の方から総括所見が公表されたということになりました。

（二）障害者権利条約対日審査勧告から

障害者権利委員会からの対日審査勧告といったものでは条文ごとに懸念や要請というものが示されており、次の六つの要請・勧告がありました。

一点目は、分離教育という形で示されましたが、障害のある子供が分離されているという日本の特別支援教育を終わらせることです。目的として、障害のある子供、障害者を包容する教育、つまり、インクルーシブ教育を受ける権利があることをきちんと認識することです。そして、全ての障害のある子供が全ての教育段階において、その一人一人の子供たちが必要な合理的配慮、個別化された支援を提供されることです。それらを確保するために、国としてきちんと質の高いインクルーシブ教育に関する行動計画を採択せよということが勧告されております。

そして二点目として、全ての障害のある子供に通常の学校を利用する機会をきちんと確保すること、そして、通常の学校が障害のある子供の受け入れを拒否してはいけないという条項や政策を導入することです。そして昨年四月二十七日に発行された特別支援学級に関

する政府の通知を国として撤回するということ。

三点目は、全ての障害のある子供に対して、個別の教育上の要件を満たし、全ての教育の場で確保するために合理的配慮を保障していくこと。

また、四点目は、通常の教育の教員やそれ以外の職員に対して、インクルーシブ教育に関する研修を確実に行って、障害の人権モデルといったものについて意識を向上させるということ。

五点目としては、点字やイーजीリードという盲聾の方にとって読みやすい図書、そして聾児への手話教育を含む通常の教育環境において、補助代替コミュニケーションの手段をきちんと保証すること、そして、インクルーシブな教育環境における聾文化を促進することで、盲聾児がインクルーシブ教育を利用する機会を確保することです。

六点目は大学入試のことです。大学入試や学習課程を含んだ高等教育における、障害のある学生が現在当たっている障壁に対処するための国の政策をきちんと策定することです。

この六点の勧告がなされたという事です。

こうした勧告を受け、二〇二二年九月十三日に、当時の永岡文部科学大臣が記者会見において、次のような話をしました。文部科学

省としては、インクルーシブ教育システムの実現構築に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備をするということ、そして一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として取り組んで来たということ。そして引き続き、勧告の趣旨を踏まえた上でインクルーシブ教育システムの推進に努めていくということ。

特別支援教育に関する理解が、日本としても深まっていることよって、特別支援学校や特別支援学級に在籍する子供が増えているという中、多様な学びの場において行われている日本型の特別支援教育というものを中止することは考えていないということ。また、勧告で指摘をされました特別支援学級および通級による指導の適切な運用について、特別支援学級で半分以上過ごす必要のない子供については、通常の学級に在籍を変更することを促すこと。そして、特別支援学級に在籍をしている児童生徒の範囲をそこで授業を受けることが必要な子供に限るということが本来の目的であり、学びの場を分けるということではなく、インクルーシブ教育を推進するものだ」と話がありました。勧告で撤回を求められたことは非常に遺憾であり、趣旨を正しく理解していた

だけるように周知徹底に努めるということなどの発言がありました。

(三) 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について

ここで、この勧告でも触れられております令和四年四月二十七日付の政府の通知について、補足的にご説明をさせていただきます。

令和三年六月に発行された「障害のある子供の教育支援の手引き」の中で、就学先決定についての手続きの流れが示されています。在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更ということで、一旦就学先を決定した後、柔軟に見直していくということ。一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるように、多様な柔軟な仕組みを整備することの必要性について改めて示したということ。

インクルーシブ教育システム構築にあたって、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求することは重要なことです。一方で、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に答えるような指導を提供できるように対応できる柔軟な仕組みを整備していくことも重要です。一人一人の障害のある子供がきちんと学んでいけるような学びの場や学んでいると実感をもてる場を考え、学習指導要領で示された資質・能力をきちんと見据えていくことが大事です。このことを踏まえ、互いに触れ合っ

「交流及び共同学習」が非常に大きな意義を有してきます。

この「交流及び共同学習」には、「交流」と「共同学習」という二つの側面があります。二つの側面を分かち難いものとして捉えて推進していくことが言われています。つまり、一方の子供は何も学べずおらず、交流のみに重点を置いたものだったり、単に場を同じにして教科等の学習を行うというような共同学習のみであったりしてはなりません。これでは、もともとの交流及び共同学習の意義というもの、十分に達成はされていないということになります。今までの説明をしたことが四・二七通知の趣旨に示されています。

しかし、令和三年度、文部科学省が一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間、場合によっては九割以上「交流及び共同学習」として通常の学級で学んでいて、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていないという事例があることが明らかになりました。これは、インクルーシブ教育システム構築の理念において重要としている、障害のある子供と障害のない子供が同じ場で共に学ぶという交流の側面としては非常に意味があるものかもしれませんが、こちらのみ重点が置かれたものになっ

ており、そういう形で交流及び共同学習として実施していくのは適切ではないと言えます。

また、一人一人の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級で自立活動と読み書き計算というところでの国語や算数、数学の指導を行って、それ以外は通常の学級で学ぶという機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている事例も散見されました。特別支援学級という学びの場のことを考えますと、本来の特別支援学級のあり方ではない運用のされ方がなされているといったものも調査で明らかになったということです。

このように大半を通常の学級において学習することができ、そして、一部特別な支援を必要とすることについては、特別支援学級在籍としていくのではなく、通級による指導へ学びの場を柔軟に変更していくように考えることを求めているものであります。当時の永岡文部科学大臣が申し上げた通知の趣旨といったものを正しく理解をしていただければ、特別支援教育を推進するものであると申し上げたところがご理解いただけるかと思えます。

(四) 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告

今後のインクルーシブ教育システムの構築の動向に関すること

す。

文部科学省は、昨年の六月から本年三月まで九回にわたって「通常の学級に在籍している障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」を開催しております。

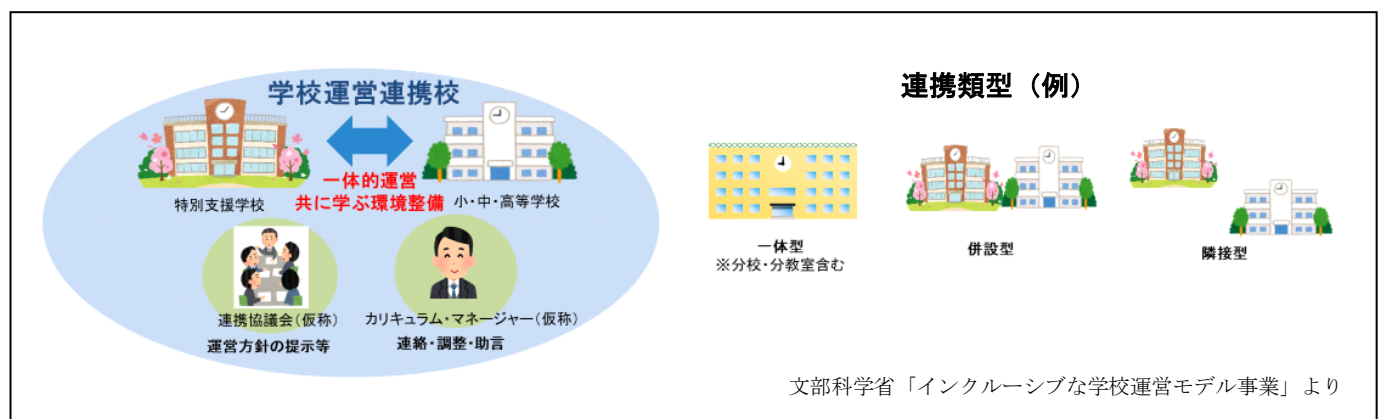
通常の学校の全ての学級に発達障害をはじめとして何らかの特別な教育支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性が非常に高いということや、特別支援学校における指導の対象となる障害の種類や程度の児童生徒が特別な支援を受けながら通常の学級に在籍しているという状況を踏まえ、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムをさらに構築して実現していくために、より効果的な支援施策の在り方について検討を行っていくことを目的に、この会議が設置されました。本年の三月に報告書を取りまとめ、大きく四点について報告されております。

一点目は、通常の学校における校内支援体制の充実についてです。特別な支援を必要とする児童生徒のための校内委員会は、現在、ほぼどの学校においても設置されている状況ですが、先生方のリーダーシップのもとに校内委員会の機能をより強化して、特別な支援を必要とする児童生徒に対してより組織的な対応を行っていくといったことが提言されています。

二点目は、今の一点目のところを踏まえて、通級による指導の充実についてです。特別な教育的支援を必要としている児童生徒が増加している状況の中、必要な支援を提供できるようにしていくということです。

三点目は、特別支援学校のセンタースタイルの機能の充実についてです。これまでも特別支援学校は地域のセンタースクールとして、通常の学校への支援を行ってきた実績があります。通常の学級に在籍しているけれども、特別支援学校に在籍して指導を受けるのが適切であろうと思われるお子さんが増加しています。これに伴いまして、さらなる支援の充実が求められています。

最後の四点目は、インクルーシブな学校運営モデルの創設についてです。障害のある児童生徒が適切な支援を受けながら学ぶことができる学びの場の選択ができること、これが日本の特別支援教育の在り方、インクルーシブ教育システムのひとつです。これを踏まえて、昨年の障害者権利条約権利委員会の総括所見で、よりインクルーシブな取り組みを求めるといった報告・勧告がありました。障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り同じ場で学ぶ環境を整えていくために、特別支援学校を含めて小学校や中学校、高等学校を二校以上一体的に運営していく、インクルーシブな学校



運営モデルの創設を検討するといったことが、この検討会議で提言されました。こちらについては、令和六年度からモデル事業を実施していきます。そうした学校を学校運営連携校というものに指定いたします。この学校運営連携校には連携協議会を設置して、いわゆる特別支援学校の教育課程と小中学校や高等学校等の教育課程といったものをコーディネートしていく役割を担うカリキュラムマネージャーを配置していきます。そして、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を発展的に進めることで、実際に一緒に教育を受けることができる新しい授業の在り方を検討していきます。連携については、一体型、つまり分校分教室も含んだ一体型の連携があります。あるいは、併設型と言って、校舎が横に並んでいるような型もあります。そして離れたところにあるといったような、隣接型もあり、様々な連携の形があります。詳細については今後、発出されます要項をぜひご確認くださいと思います。

一点ご注意ください。これは、国としては特別支援教育を全てインクルーシブな学校運営モデルの形に変えていくという考え方の下でこの事業を行っているわけではないということをご理解いただきたいと思えます。それぞれの児童生徒が、今その時点で必要と

している教育的ニーズに合った学びの場を適切に選択していく際の選択肢として、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導を受けながら通常の学級に在籍することといった選択肢があり、このインクルーシブな学校運営モデルといったものが考えられていることをご承知いただきたいと思えます。

三 都情研に期待すること

都情研究会の第一章の総則の第二条や第三条に示されている、都情研の目的等を踏まえて、都情研に期待することについてお話をさせていただきます。

一点目は、特別の教育課程の編成についてです。全ての教育活動といったものは教育課程に基づいています。このことを踏まえて、特別支援教育で行われている特別の教育課程といったものがどういうものなのかといったことを若手の先生方や特別支援教育の経験が浅い先生方にきちんとご理解をいただくように、都情研として広く伝えていっていただきたいと思えます。

二点目は、自立活動の指導とはどういうものなのかということについて先生方の理解を促してほしいということです。特別の教育課程を編成して特別支援教育を行うことの一環大きな点というのは、

自立活動の指導を行うことにあると思えます。自立活動は、障害の特性による学習上、生活上の困難を児童生徒が主体的に改善、克服していくための指導です。特別支援教育の経験が浅い先生方にとって、自立活動は非常に理解しにくいところがあるように思います。学習を通して身に付けるべきその教科の資質能力といったものが、障害があることによつて身に付きづらい部分があります。その部分が何であるか、何によつてつまづいているかを観て、その部分を補っていくように自立活動で指導していきます。先生方の支援や合理的配慮を受けて、子供たちが自分たちでそれらを効果的に活用できるようにしていくことが、自立活動の指導で求められています。そうした基本的な考え方を多くの先生方にご理解をいただけるように、都情研の研修などで十分発信していただきたいと思えます。

三点目は、特別支援学級や通級の指導に携わる先生方の専門性の向上についてです。向上すべき専門性の一つは、二点目の自立活動の指導になりますけれども、これは一朝一夕に向上するものではありません。多くの事例に触れていくことなどが必要になってくるかなと思います。都情研として多くの実践事例を蓄積して、先生方が参考としていけるような取り組みを進めていくと、より専門性の向

上を図れると思えます。

最後ですが、通級による指導や特別支援学級で頑張っている先生方にとって、通常の学級の担任の先生方の理解啓発と連携が重要になってくると思います。通級で学んだ成果といったものが、通常の学級で生かされていくためには、通常の学級の担任の先生方の理解啓発を促して連携していくことが必須になってきます。このため、理解啓発や連携が組織的に取り組まれていく事例ですとか、理解啓発が十分に進んでいる事例といったものを、広く共有できるような取り組みを都情研で進めていっていただけることを期待しています。

編集後記

広報に関するご意見、ご感想がありましたら左記までお寄せください。

編集・発行 企画運営本部広報担当

各ブロック 広報係

世田谷区立中里小学校

(廣田智仁)

☎ 03・3422・7775